

ダイトグループ サステナブル行動規範

本行動規範は、ダイトグループの経営者及び従業員がグループ CSR 方針に従った事業活動を推進するために具体的に取り組むべき行動を規定したものです。策定に当たっては製薬企業の持続可能な調達活動を推進する PSCI 原則*を参考にしています。

* PSCI 原則：世界各国の製薬企業で構成する、持続可能な調達の推進を目指す非営利団体 Pharmaceutical Supply Chain Initiative (PSCI) が定めたサプライチェーンマネジメントに関する原則

1.安全な医薬品・サービスの安定供給を維持継続する責任の遂行

1-1.品質保証

- ・法令、ガイドラインを遵守し、日々の生産における製造管理・品質管理を徹底することで、信頼される医薬品の提供を行います。
- ・原料の調達から製品の出荷まで世界水準の品質保証を行い、継続的改善によって更なる品質の向上に取り組みます。

1-2.患者の安全と情報へのアクセス

- ・ダイトグループは、患者および被験者の権利（健康に関する権利や、自らの健康に関する情報を直接入手する権利を含む）を尊重し、悪影響を及ぼすリスクの最小化に努めます。

1-3.安定供給維持に向けた緊急事態への準備と対応

- ・自然災害、パンデミック、サイバー攻撃等の緊急事態におけるリスクを特定し、事業継続計画に反映します。
- ・事業継続計画は継続的に見直し、関係者の安全を確保しながら非常時の安定供給を維持する体制の強化を図ります。
- ・職場および、ダイトグループが従業員に提供する住居における緊急事態を事前に特定してアセスメントを実施します。
- ・非常時の計画と対応手順を実践することで、その影響を最小限に抑えるよう努めます。

2.健全で公正・透明な事業活動の徹底

2-1.法的要求と顧客からの要求

- ・適用される全ての法令、規制、基準並びに社内諸規定と、関連する顧客からの要求事項

を遵守します。

- ・社内手続きの適切な実施と顧客への誠実な対応を行い、社会規範に反しない行動に徹します。

2-2.公正な競争

- ・適用されるすべての独占禁止法令に準拠し、公正かつ活発な競争に基づいた事業を実施します。
- ・正確かつ誠実な広告を含め、公正な商慣行を採用します。

2-3.贈収賄および汚職の禁止

- ・違法な政治献金やファシリテーションペイメント*を含むあらゆる形式の贈収賄、汚職、恐喝および横領を禁止します。企業もしくは官公庁との取引関係において、または仲介者を通じて、贈収賄その他違法な賄賂に関与しません。
- ・贈収賄を防止し、適用法を遵守するための適切な制度を整備します。

*ファシリテーションペイメント：行政サービスに係る手続きの円滑化、迅速化を目的に公務員等に対して行う少額の支払い。

2-4.機密情報と個人情報の保護

- ・企業の機密情報並びに、従業員、患者および被験者の個人情報を保護し、適正な方法によってのみ使用します。
- ・適用される機密情報と個人情報の保護に関する法令を遵守し、セキュリティ設定および適法な使用を徹底します。
- ・ダイトグループの知的財産の適切な権利化とその保護に努めます。また、第三者の知的財産の不正使用や侵害行為に関与しません。

2-5.利益相反

- ・利益相反を回避し管理するため相当な注意を払います。利益相反が生じた場合、または生じる可能性がある場合は、影響が及ぶ当事者全てに通知します。

2-6.優越的地位の濫用の禁止

- ・優越的地位を濫用することにより、取引先に不利益を与える行為をしません。

2-7.反社会的勢力との関係排除

- ・暴力団及びその関係者、テロリスト等の反社会的勢力に対しては、直接間接にかかわらず、関係遮断を徹底します。
- ・有事の際は組織的に毅然とした対応を行い、外部専門機関と積極的に連携して法的措置

を講じます。

- ・反社会的勢力との裏取引や資金提供を禁止します。

3.人権の尊重

3-1.職業選択の自由

- ・強制労働、奴隷労働、年季奉公による労働または強要された囚人労働を使用しません。
- ・従業員の移動の自由を制限しません。
- ・ダイトグループは、就業予定者が自らの仕事を得る目的で手数料をダイトグループに支払おうとしても、それを受け取りません。また、ダイトグループは、就業予定者から手数料を受け取るような斡旋業者からの紹介は受けません。

3-2.児童労働と年少者労働

- ・児童および18歳未満の年少者を労働者として使用しません。

3-3.差別禁止

- ・人種、肌の色、年齢、妊娠の有無、性別、性的指向、民族、心身障害、宗教、政党への加入、組合への参加、配偶者の有無などの事由による、あらゆる差別を禁止します。

3-4.公正な処遇

- ・セクシャルハラスメント、性的虐待、体罰、精神的または肉体的強制、暴言などのあらゆるハラスメントや、非人道的な扱いを禁止します。

4.安全で働きがいのある労働環境の整備促進

4-1.従業員の保護

- ・身体的な負担が大きい業務から従業員を保護します。
- ・職場の衛生管理を徹底し、従業員が飲料水を利用できるようにします。
- ・職場および、ダイトグループが従業員に提供する住居において、従業員が化学的、生物学的、物理的な危険に過度に晒されないようにします。

4-2.プロセスの安全性

- ・化学的・生物学的プロセスから生じるリスクを特定し、重大な被害を及ぼすような化学物質または生物由来物質の漏洩を防止し、またこのような事態に対処するための管理プ

プロセスを整備します。

4-3.危険性情報

- ・従業員に対し、医薬品や医薬品中間体を含む危険物に関する安全情報を提供します。
- ・教育・訓練を実施し、従業員を危険から守ります。

4-4.賃金、手当および労働時間

- ・最低賃金、残業時間および法令で義務付けられた手当を含め、賃金に関して適用される法令に従って従業員への支払いを行います。
- ・従業員に支払われる報酬の基準について、従業員と適時に意思疎通を図ります。
- ・時間外労働の要否及びその手当についても、従業員と意思疎通を図ります。
- ・時間外労働に関する国内法令および国際基準を遵守します。

4-5.結社の自由

- ・従業員との開かれたコミュニケーションと直接的な取り決めにより、職場および報酬に関する問題を解決するように努めます。
- ・各国地域の法に定められた、従業員が自由に結社する権利、労働組合に加入する権利または加入しない権利、代表者を求める権利および労働者協議会に参加する権利を尊重します。
- ・従業員は、報復、脅迫または嫌がらせを受ける恐れなく労働条件について経営陣と率直に対話できるものとしします。

5.地球環境の保全

5-1.環境に関する認証と報告

- ・適用される全ての環境規制を遵守します。
- ・環境に関して求められる全ての許可、免許、情報の登録と制約に対応し、それらに関わる手順および報告の要件を遵守します。

5-2.廃棄物と排出物

- ・安全な廃棄物の取扱い、移動、保管、廃棄、リサイクル、再利用または管理、大気排出および廃水の放流を徹底するための体制を整備します。
- ・人間の健康または環境衛生に悪影響を及ぼす可能性のある廃棄物や廃水、排ガスは、環境に排出する前に適切に管理、制御、処理します。
- ・上記には、活性を有する医薬品の環境排出に対する管理を含みます。

5-3.環境漏洩

- ・環境への不測の漏洩ならびに地域社会への悪影響を防止し、軽減する体制を整備します。

5-4.資源の利用

- ・資源の利用効率を高め、資源の消費を削減する対策を講じます。

5-5.気候変動への適応と緩和

- ・地球温暖化防止のため、温室効果ガスの排出量削減を推進します。
- ・気候変動に関するリスクと機会を評価・管理し、経営戦略の一環として気候関連課題に積極的に取り組みます。

6.地域社会の発展への貢献

- ・ダイトグループ自身が、地域社会の一員であることを常に認識して行動します。
- ・地域の方々の権利並びに、文化、宗教、伝統、歴史などの地域の特性を尊重します。
- ・地域社会の発展に向けて、ダイトグループ、地域社会、外部組織(NGO 等)の知見、資源及び活動を共有しながら連携して活動します。

7.バリューチェーン全体にわたる社会的責任の推進

- ・人権、倫理、労働、安全衛生、環境に配慮した適法かつ持続可能な調達及び契約を行います。
- ・取引先に対し適切なモニタリング及びパフォーマンス評価を実施し、取引先の意識向上や取組み改善に向けた支援を実施します。
- ・公正な対価や適切な納期並びに安定した契約などを含む適切な調達慣行を励行する事で、バリューチェーン全体で社会的責任を果たす活動が実践されるよう働きかけます。

8.「ダイトグループ サステナブル行動規範」の遵守と経営者の責任

8-1.コミットメントと説明責任

- ・全役員・全管理職は、率先垂範して「ダイトグループ サステナブル行動規範」を遵守します。
- ・本行動規範に反するような事態が発生したときは、その解決に全力を尽くし、経営者・管理者の責任を果たします。

8-2. リスクマネジメント

- ・本行動規範が対象とするすべての項目でリスクを把握し、適切に管理します。

8-3. 教育研修と能力

- ・本行動規範に定める内容に取り組めるように、役員と従業員の知識、技能および能力の向上を図るための教育研修プログラムを整備します。

8-4. 継続的改善

- ・本行動規範で定める項目に関する活動計画を適宜策定し、実行します。
- ・実行した結果に対し、社内又は社外の第三者による評価、査察、並びにマネジメントレビューを実施し、確認された不備に対しては必要な是正措置を講じて、継続的な改善を図ります。

8-5. 懸念事項の確認

- ・全ての従業員が、報復や脅迫、嫌がらせを実際に受けることも、その恐れもなく、職場における懸念事項、違法行為または本行動規範への違反を報告できる窓口（コンプライアンス窓口（社内・社外））を設置・運用します。
- ・従業員が報告できる環境を維持できているかを調査し、適宜是正措置を講じます。

8-6. コミュニケーション

- ・本行動規範を従業員に伝達する効果的な体制を整備します。

制定：2022年4月14日
ダイト株式会社